

第10次佐賀県交通安全計画(案)に対するパブリックコメント及びその措置について【一覧】

番号	意見の概要	区分	佐賀県交通安全対策会議事務局の措置(意見)
1	【表記・表現について】 お役所ことばの使用で堅苦しい表現となっているので、法律用語以外は「お役所言葉の使用をしない」ことを心がけた方が読みやすくなるのではないかと。	「B」	ご意見ありがとうございます。 御指摘のとおり、できる限りお役所言葉とならないように修正します。
2	【表記・表現について】 高齢者、障害者、外国人、子供の言葉は、法律用語以外での表記は、それぞれ「高齢の人」、「障がいのある人(障がいを持つ人)」等、特に「障害」は福祉分野でも「障がい」と意識して使い分けされているので、検討していただきたい。	「B」	ご意見ありがとうございます。 御指摘のとおり、「障害」については「障がい」へと表記を変更します。 「子供」については従来から「子ども」と表記していましたが、誤って「子供」と表記していた箇所については、修正します。 「高齢者」については、これまでの施策名や統計上の区分で使用されてきた経緯等があるため、今回表記の変更はしません。 ご了承願います。
3	【表記・表現について】 「道路交通事故の概要 基本理念 道路交通事故のない佐賀県を目指して」に関するチャート図内の表記に関し、改行ミスがあつて読みづらいので修正をお願いします。	「B」	ご意見ありがとうございます。 御指摘のとおり修正します。
4	【高齢運転者の交通事故防止対策について】 過疎、中山間地の地域の高齢の人は、自ら車を運転しなければ日常生活に困る状況があることから、バス・タクシー会社の協力の下、公共交通機関が利用できるようにするなど他政策とのすり合わせで、交通事故防止の措置を押し進めて欲しい。	「A」	ご意見ありがとうございます。 御指摘の趣旨については、次のとおり、本計画に盛り込んでいます。 運転免許証を自主返納した方々の代替交通手段の確保に関することは、事務局でも重要な課題であると捉えていることから、本計画においても「P52 オ 高齢運転者支援の推進」の項において、「公共交通機関の割引運賃等の支援措置の充実」、「持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の整備・拡充」に努める旨記述し、バス・タクシー会社等との協力や他政策とのすり合わせ等を想定したものとしています。
5	【認知症の疑いのある人や精神障がいのある人に対する運転禁止等の法規制等について】 風邪薬を飲んででも運転を控える様に言われているのに、精神疾患治療薬を服用し、明らかに呂律の回らない状態で車を運転している人もいます。関係機関に尋ねても「ドクターの診断で運転禁止と言われていないから。」との返答であり、納得できない。	「A」	ご意見ありがとうございます。 御指摘の趣旨については、次のとおり、本計画に盛り込んでいます。 本計画の「P51 (イ) 臨時適性検査等の確実な実施」の項において、「運転免許センターに医療系専門職員を配置して運転適性相談等の機会を通じて認知症の疑いがある運転者の把握に努めるとともに、臨時適性検査の確実な実施により、安全運転に支障のある者は運転免許の取消し等の行政処分を行うこととする」旨記述しているほか、「P53 (2) 運転免許業務の改善」の項において、「運転免許試験場、運転免許センターにおける運転適性相談活動の充実を図る」旨記述しており、高齢運転者、一定の病気にかかる運転者等に応じた対策を取っていくこととしています。 なお、平成27年6月公布の改正道交法(施行は公布から2年以内～現時点未定)では、認知機能検査の結果第1分類と判定された高齢者については、「臨時適性検査」か、「医師による診断書の提出」が義務付けられることとなり、検査(診察)の結果、認知症であると診断されれば、運転免許停止等の行政処分が行われることとなります。
6	【高齢者等施策に関して各関係機関の連携強化】 医療機関、警察交通事故相談担当等、各関係機関(保健福祉事務所、障がい者支援課、高齢者支援課、地域包括センター)の連携強化、情報共有、地域での見守り体制の構築で、未然に事故を防ぐ施策を行わなければならないのではないかと。地域ネットワークの連携強化が課題であると考えます。	「A」	ご意見ありがとうございます。 御指摘の趣旨については、次のとおり、本計画に盛り込んでいます。 本計画の「P42 カ 高齢者に対する交通安全教育の推進」の項において、「関係団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等と連携した教育」、「交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に家庭訪問による個別指導、見守り活動等を利用した助言等」が重要であること及びその推進に努めることなどについて記述しており、今後とも高齢者等の事故の未然防止に努めていくこととしています。
7	【施策の進め方について】 PDC(プラン、ドゥ、チェック)サイクルを基に見直し施策を進めてほしい。	「E」	ご意見ありがとうございます。 御指摘の意見を尊重し、今後の施策を進めていきます。 本計画は、佐賀県の交通安全対策の大綱・方針を定める5ヶ年計画であり、本文において、PDCAサイクルによる計画の見直しを図っていくといった記述は困難ですが、本計画に基づく個別のプロジェクトや施策の実施に際しては、御指摘のPDCA(プラン、ドゥ、チェック、アクト)サイクルの考え方を実践していきます。

区分	反映区分
「A」	計画等と同趣旨のもの
「B」	計画等の修正を行ったもの
「C」	計画等の推進の段階で検討するもの
「D」	計画等の修正が困難なもの
「E」	計画等に関する感想や質問であるもの